

令和元年度第3回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和元年 11 月 19 日（火）午後 2 時～午後 4 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所本庁舎 9 階 901 会議室
- ◆ 出席者
出席委員 4 名（会長、ほか 3 名）
区側出席者 4 名（文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事
1 審議事項
令和元年度登録・指定文化財の答申案の審議
- ◆ 報告事項
1 東京文化財ウィーク参加事業「史蹟名勝天然記念物保存法」施行 100 周年記念事業「『三宝寺池沼沢植物群落』の魅力」
2 文化庁主催「記念物 100 周年」展参加事業パネル展示「記念物保護創設 100 周年」
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料
資料 1 令和元年度登録 練馬区文化財保護審議会答申案
資料 2 練馬区文化財保護条例
資料 3 練馬区文化財登録・指定基準
その他 1 文化財を指定することについて（修正版）
練馬区内納屋建築比較表
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 5984-2442

会議の要旨

- <会長> 開会の挨拶
- <事務局> 会議の成立について
- <文化・生涯学習課長> 挨拶
- <会長>
事務局より資料の説明をお願いします。
- <事務局>
配布資料の説明
答申案の鑑文の説明
- <会長>
配布資料に関して、ご意見・ご質問等ございますか。
ないようでしたら、答申案の説明を事務局よりお願いします。

<事務局>

答申案 指定1「永享八年の夜念仏板碑」についての説明

<会長>

ご質問、ご意見はありますか。

夜念仏とは、「よねぶつ」「よねんぶつ」と読むのか、読み方を確認しておいて下さい。

<事務局>

読み方について確認し、答申までに決めておきます。

<会長>

答申文の年代の数字について、資料名では和暦は漢数字、その他は算用数字で書くことは練馬区の慣例ですか。文化財台帳の原簿は縦書きですか。近年では、新聞でも読みやすいように3桁までは算用数字で表記するようになってきました。

<事務局>

台帳は横書きですが、文化財の名称では漢数字を用いています。ただし、考古学の遺構番号などを名称にしている場合のみ算用数字を用いています。

答申文の中では、文化財名称では漢数字、員数では算用数字、それ以外の説明文の中では算用数字を用いることが慣例となっています。現在では、算用数字で表記する方が読みやすいということもありますので、今後数字の表記について検討していきます。

<会長>

「6 説明 (4) 銘文等」の観世音菩薩と表記されていますが、今は観音菩薩と表記することが一般的です。そのようにしていただけますか。

<事務局>

観世音菩薩の表記は、観音菩薩に修正します。

<会長>

同じ個所の最終行、「光明真言の梵字 24 字」とありますが、梵字で表した光明真言なので、梵字光明真言 24 字の方がよろしいです。

<事務局>

「梵字光明真言 24 字」と修正します。

<会長>

続いて、「6 説明 (6) 保存状態」の記載についてです。美術工芸で使い始めた言葉で、損傷状態を記載する箇所なので内容はこれでいいのですが、「その他の欠損部分はほとんどない」以下を、「その他」は不要で、「欠損部分はほとんどなく保存状態および彫りの状態も良好である」、はいかがでしょう。

<事務局>

修正文ですが、保存状態の説明は「上下二つに折損するが、欠損部分はほとんどなく、保存状態および彫りの状態も良好である。」とします。

<会長>

「6 説明 (7) 来歴」の書き方は難しいです。三宝寺に伝来というのは、どういう意味で書かれていますか。

<事務局>

参考文献の『三宝寺誌』や『練馬区史』などに三宝寺に伝来あるいは付近で見つかった記述があり、「三宝寺に伝来」というのは境内にあった、「付近で発見」というのはそれ以外の場所で見つかったと解釈して記載しています。

<委員>

その場合、出典を記載してはいかがでしょうか。主文に典拠を書くことはありますか。

<会長>

そうですね。主要参考文献のうち、どの文献が典拠となりますか。

<事務局>

「主要参考文献」のうち、『石神井三宝寺史料集』、『練馬区史』などです。

<会長>

わからないことがあるのですが、板碑は通常はどのように造立するのですか。地面に立てるのか。建物に奉納するのでしょうか。

<事務局>

通常は地面に立てます。

<委員>

基本的には地面に立っています。基部の形状が舌状になっているのは立てるためです。

<委員>

どういう場所に立てるのでしょうか。寺域ですか。

<事務局>

境内や墓地など色々あるようです。丘の上などの聖域に立てることもあります。

<会長>

発見されたと書くと出土したと解釈することもできてしまいます。要するに、どこに立てられていたかははっきりとはわからないということですか。三宝寺にこの板碑があったことがわかるのは、史料上ではいつからですか。来歴の文章ですが、三宝寺あるいは付近に伝来し、昭和何年には寺に所蔵されていた、というような作文をされてはどうでしょうか。

<事務局>

資料で所蔵が確認できる一番古い年代を再度確認し、その年代を加えた形で修正します。

<会長>

続いて、「6 説明(8)概要」に関して、第3段落のところからですが、「国内の夜念仏板碑は、現在25基が知られ」とありますが、「国内」という言葉を記載するかどうかです。夜念仏は海外で見つかっていますか。

<事務局>

海外での発見例までは調べられていません。

<委員>

「国内」という文字は入れておいた方がいいのではないのでしょうか。

<会長>

夜念仏板碑は荒川流域以外では他にどこで見つかっていますか。

<事務局>

調布市で見つかっているものがあります。

<会長>

では、今の書き方は「埼玉県と東京都の主として荒川流域」とありますが、埼玉県全域と東京都の荒川流域と解釈もできてしまうので、「主として」は「埼玉県と東京都」の前にした方がわかりやすいです。

<事務局>

「主として」という文字を前にします。

<会長>

その次の文の「その内、19基に永享8年(1436)から明応7年(1498)までの紀年銘が確認できる」という記述がありますが、「確認され、本板碑は国内最古のものである」と価値付けを書いた方がわかりやすいと思います。

<委員>

「国内の夜念仏板碑は、現在25基」という25基の内には、本板碑が含まれていますか。

<事務局>

含まれています。

<会長>

では、それらを加味して文章を直すとしたら、どうでしょう。

<事務局>

第3段落目のところですが「国内の夜念仏板碑は、本板碑を含めて現在25基が知られ、主として埼玉県と東京都の荒川流域に分布する。その内、19基に永享8年(1436)から明応7年(1498)までの紀年銘が確認され、本板碑は国内最古のものである。」と修正します。

<会長>

続いて次の文ですが、板碑の所蔵場所を先に明記した方がわかりやすいです。「区内では、本板碑の他に夜念仏板碑が2基現存する」とありますが、「本板碑の他に、同じ三宝寺所蔵の「弥陀三尊来迎画像板碑」、文明4年(1472)7月15日の銘をもつものが存在する」としてはいかがですか。

<事務局>

修正文を読みあげます。「区内の夜念仏板碑では、本板碑の他に、同じ三宝寺所蔵の「弥陀三尊来迎画像板碑」、文明4年(1472)7月15日の銘をもつものが存在する。」と直します。

<会長>

最後の一文は、中世の民間信仰に関わる板碑が記載してありますが、板碑には民間信仰に関わるものではない板碑もあるのですか。

<事務局>

武士などが造立した例もあります。

<委員>

最後の一文は必要ありますか。

<事務局>

区内に中世の結衆板碑が7基しかないことを記載し、数が少ないことを示すためです。

<会長>

区内の板碑の数が書いてないとわからないことですね。区内の板碑の総数がはっきりとしないのでしたら、ここは記載しなくてもよいのではないのでしょうか。

<委員>

事務局で記載したい意図があれば別ですが、敢えて書かなくても良いかと思います。

<事務局>

月待や庚申待といった用語の説明も必要になりますし、説明がわかりにくくなるため、この一文は削除します。

<会長>

では、今のところ、この一文は削除して、ほかに良い案がありましたら次回ご提示下さい。

次に、「7 指定の理由」です。「優れた造形を伝える資料である」という一文が難しいように思いますので、今の文章を活かしながら「優れた表現が認められる。」という記載ではいかがでしょうか。

<事務局>

そのように修正いたします。

<会長>

他に、ご意見等ございますか。文献の書き方ですが、所収本を括弧に入れた方がわかりやすいのではないのでしょうか。

<委員>

その方がわかりやすいと思います。

<事務局>

所収本を括弧に入れるように統一します。

<会長>

他にご意見ございますか。指定文化財になった場合、拓本は採れなくなりますか。決まりがないようでしたら、対応を決めておかれた方が良いと思います。

<事務局>

拓本を採る場合に現状変更の届出を出してもらうかどうかは決まりがありません。具体的に要望があった場合に備えて、対応を決めておきます。

<会長>

それでは、他にご意見がないようでしたら、次の案件をお願いします。

<事務局>

答申案 指定2「旧見留家納屋」についての説明

<会長>

ご質問、ご意見はありますか。

<委員>

前回の調査報告では、江戸時代のものということだったのですが。区内の2つの納屋を調査した結果、明治期でも同じような構造の納屋があるので、時代を「江戸時代末期から明治期」に修正してもらいました。答申文案を修正したものを事前にお送りしたのですが、ご覧になっていますか。

<事務局>

確認できておりませんでした。

<会長>

委員のご意見が入っていないのであれば、「6 説明(1)概要」等の審議は次回にしましょう。「6 説明(2)沿革」については審議を進めたいと思います。説明文の2文目、「本家は組頭を務めた

家柄で、4代前の見留多吉の代に、当家は隣地に分家した。」とあります。「本家」と記載があるのですが、「当家」の表現が入るととてもわかりにくいです。

この見留家というのは、本家から見留多吉の代に分家したという意味ですか。見留多吉の年代がわかれば、明治期とか大正期とか、いつ分家したのかがわかる年代を書いたら良いと思います。

「本家は、」で始まると、途中でまた「分家は、」の文章が入るので、主語が2つになってわかりにくくなっています。この本家は何を指していますか。

<事務局>

見留家を指しています。

<会長>

当家は何を指していますか。

<事務局>

見留多吉の代で分家した見留家のことです。

<会長>

本家に納屋が造られたわけではないので、この書き方だとわかりにくくなってしまいます。また、その前の1行目で、「練馬区北部の旧橋戸村に位置する」とありますが、納屋がたっていた見留家の現住所がわかっているようでしたら、それを記載したらどうでしょうか。分家したことを書く必要があるかどうかですが。

<事務局>

分家した年代が納屋の建築年代を知る手がかりになります。

<会長>

では、例えばですが、「明治期の見留多吉の代に本家から分家した」、という文章にしてはどうでしょうか。本家からいつ頃分家したのかがわかると、わかりやすくなります。本家の説明を詳しくしてしまうと分家の内容がわかりにくくなってしまいますので、本家の内容はあまり書く必要はないのではないのでしょうか。

<事務局>

見留多吉が分家した年代はわかっているので、確認して作文し直します。

<会長>

次の文の「農家を生業としていた」という表現は、「農業」と簡潔にはいかがでしょうか。

<事務局>

「見留家は農業を営んでいた」と修正します。

<会長>

「平成3年(1991)に、見留家の息女を娶った榊原市蔵から」という表現は「平成3年(1991)に、見留家の長女の夫、榊原市蔵から」というようにされてはいかがでしょう。また、平成3年に移築されたのですが、今の書き方だと、平成3年に娶ったとも読み取れてしまうので、年代の位置を、「納屋の寄贈を区が受け」の前に変えてはいかがでしょう。

<事務局>

ご指摘の通り修正します。

<委員>

「5 構造形式および大きさ」と「6 説明(1)概要文」に出てくる数値ですが、小数点以下第3

位まで記載があるのですが、これはなかなか正確にはわかりませんので、小数点第2位までとしてはどうでしょうか。

<事務局>

はい、そのように致します。

<会長>

5にある桁行と梁間の記載ですが、括弧の中に入れるのはどうでしょうか。

<事務局>

そのように修正致します。

<会長>

以上で審議を終了します。次回の審議会の資料は、早めに文案をお送り下さい。続いて、報告事項について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

報告事項

- 1 東京文化財ウィーク参加事業「史蹟名勝天然記念物保存法」施行100周年記念事業「『三宝寺池沼沢植物群落』の魅力」
- 2 文化庁主催「記念物100周年」展参加事業パネル展示「記念物保護創設100周年」

<会長>

ご質問はございますか。

<委員>

なし

<会長>

以上で報告事項を終わります。続いて事務局から事務連絡をお願いします。

<事務局>

次回の文化財保護審議会の日程について説明

<会長>

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。